平成２８年（フ）第２０号
宮城県登米市豊里町大曲27番地
債務者　佐藤　竜也
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第２２号
宮城県登米市米山町中津山字的場38番地１
債務者　佐竹　郁恵
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第１３１号
北海道北斗市中央２丁目３番９号
債務者　小林　志乃
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１３３号
函館市中道１丁目12番14号　サクセス中道
債務者　下山　幸正
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１３７号
函館市湯川町２丁目26番２号
債務者　林　　五月
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第５１号
岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方2200番地46
債務者　田口　恵子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２０２８号
大阪市東住吉区杭全４丁目11番７号
債務者　大浦喜代子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２４４号
大阪市東住吉区山坂２丁目10番１号
債務者　松岡美代子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２４９号
大阪府寝屋川市葛原新町14番３―303号、前住所大阪府寝屋川市池田中町29番１号
債務者　平田　一成
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２５０号
大阪府寝屋川市葛原新町14番３―303号、前住所大阪府寝屋川市池田中町29番１号
債務者　平田香世子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３３９号
大阪市城東区今福東３丁目９番19号
債務者　小西　正泰
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３７２号
大阪市西区南堀江４丁目18番５号302
債務者　出野千可子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４３７号
大阪市平野区平野北２丁目１番50―1202号、前住所大阪府羽曳野市羽曳が丘西６丁目１番13号
債務者　松浦　克彦
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４７９号
大阪市東住吉区住道矢田４丁目６番６号
債務者　辻岡裕香子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５０７号
大阪市浪速区稲荷１丁目８番６―507号
債務者　福田　沢子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６９４号
大阪市平野区長吉六反３丁目11番16―1106号
債務者　井上　君子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７７４号
大阪市鶴見区今津北２丁目１番31号
債務者　前田恵美子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７８５号
大阪府枚方市宮之阪３―16―21大阪府立精神医療センター、住民票上の住所堺市北区長曽根町3008番地26　サンパティーク山中202号
債務者　松本　隆一
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部